

平成19年度第5回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成19年10月18日（木曜日）

午後1時30分から午後3時55分まで

場 所：特別会議室

平成19年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年10月18日（木）午後1時30分から午後3時55分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻になりましたので、ただいまから平成19年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

開会にあたりまして、企画部長から一言ごあいさつ申し上げます。

企画部長 小林でございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は各委員お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年度の公共事業評価部会につきましては、6月に審議をお願いいたしましてから、きょうまでに4回の部会と1回の現地調査を行っていただきまして、本日、答申をとりまとめでいただくことになりました。

委員の皆様からは、本年度は14の事業について専門的な視点からさまざまなご意見、ご提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、部会以外の場面におきまして、審議の進め方なり資料の作成などにつきまして、事業担当課や事務局の相談に格別のご配慮をいただいたことについて、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

本日ご審議いただく答申につきましては、行政評価委員会の意見としてとりまとめ、来週には森杉部会長から知事に答申をいただきたいというふうに考えております。

県では今後、答申内容を踏まえて再度自己評価を行い、ご意見を適切に反映した上で評価書を作成し、県民に公表したいというふうに考えております。

また、昨年度は事前評価、事後評価の視点を取り入れた一貫性のある公共事業評価制度の仕組みづくりについて、ご審議をいただいたところではありますが、本日は、これに基づく一次事後評価としての要素を盛り込んだ再評価事業完了報告書について、担当課からご説明を申し上げますこととしております。

県といたしましては、今後とも透明性の高い公共事業評価制度の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きご意見、ご指導をいただければというふうに思っております。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

司 会 本日の会議は、森杉部会長を初め8名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしており、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、加藤委員、沼倉委員におかれましては、所用のため欠席する旨の連絡を

いただいております。

なお、本日の会議に出席していただいている田中副部長、山本委員におかれましては、ご都合により中座させていただきたい旨の連絡がありますので、あらかじめご報告申し上げます。

また、小林企画部長、東野次長には所用の為、途中退席させていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第、出席者名簿と資料1の答申案、資料2の審議内容整理票、資料3の再評価事業完了報告について、あと資料4の再評価事業完了報告書、これは事前に送付していた資料になります。本日お手元になければ、お届けいたします。よろしいでしょうか。最後に、追加説明資料1の経営体育成基盤整備事業に係る追加説明資料を配付させていただきます。

それでは、早速会議の方に入らせていただきます。毎回の説明で恐縮でございます、マイクのスイッチをオンにしてからお手元のオレンジ色を点滅したことを確認してからご発言していただきますようお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。森杉部会長、よろしくお願いいたします。

森杉部会長 これより、会議に入ります。

まずは、議事録署名委員をお願いします。

今回は、遠藤委員と長田委員の、お二人にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会議の公開ですが、当会議は公開です。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要綱に従うようお願いいたします。写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従ってください。

議事に入ります。(1)の報告事項です。

お手元の次第にあります3の議事の(1)番の平成19年度公共事業再評価対象事業に係る報告ですが、これは経営体育成基盤整備事業 鹿島台東部地区に関連して、二線堤の問題につきまして、いろんなご指摘をいただいております。それに対して情報提供をしていただくという形になっております。

まず、県の方からご説明をお願いいたします。

農村整備課長 それでは、事業を所管しております農村整備課の方から説明をいたします。

審議番号8番、経営体育成基盤整備事業鹿島台東部地区に係る説明をいたします。追加説明資料の1をごらんください。

主な疑問点は、二線堤による旧鹿島台町の洪水時における浸水深への影響について、そして、二線堤事業が国、県、鹿島台町、これは現在大崎市ですが、どのように検討され進められてきたのかということでありました。これらについて、これから関係課から説明をいたしますが、最初に土木部河川課から説明事項1の鳴瀬川、吉田川の本堤と二線堤に囲まれた地域の浸水想定について、それから説明事項の2、水害に強いまちづくりモデル事業について説明いたします。では、河川課の方からよろしく。

河川課 それでは、追加資料説明1に基づきましてご説明いたします。

まず、ページ開いていただきまして、ページの裏側に説明事項とさきの公共事業評価部会での部会委員の疑問点等々を記載しております。

1 ページをごらんください。まず、二線堤事業でございますが、昭和61年8月の未曾有の洪水被害を踏まえまして、この地域が再び大洪水に見舞われても被害を最小限にとどめる、これを目的としまして超過洪水対策として従来の河川堤防のほかに氾濫水の制御施設となる第2の堤防というものを整備するものでございます。この事業につきましては、被災を受けてすぐに着手されました吉田川の激特災害対策特別緊急事業、これともう一つの通常の鳴瀬川水系の直轄河川改修事業、これらと平行する形で全国で初めて指定されました「水害に強いまちづくりモデル事業」の一環として進められているものでございます。

資料の2ページ目、お聞きいただきたいと思えます。本堤と二線堤との間の区域の浸水深の件でございます。二線堤によって守られる地域は、昭和61年8月洪水による冠水区域、2ページで水色で示している広い区域のうち、赤で囲まれた区域です。赤が二線堤、緑も二線堤でございますが、緑は管理用通路といった位置づけになっています。赤で囲まれた区域といえますのは全体の冠水面積の10分の1にも満たないような面積であります。このことと、この緑の管理用通路でございますが、将来ともこの氾濫した水というのはこの管理用通路、緑の通路で東西がさえぎられることのないように高架橋が計画されております。橋で計画されておまして、このことによって氾濫水がさえぎられることがない。そういったことがありまして、本堤と二線堤とに挟まれる地域への影響というのは少ないと考えられております。なお、この件に関しては事業採択当時、事業者であります国におきまして、さまざまな条件で氾濫シミュレーションが行われました。当時の資料をひもといてみますと、二線堤の東側の区域は、二線堤の施工前後で洪水による浸水深におおむね5センチから15センチくらいの差が生じるとの説明がなされております。

次に、この地域の宅地の高さの件でございます。二線堤の東側の区域は大きく言って四つの集落がございます。北から本地、竹谷、住在家の三地区につきましては、昭和61年8月洪水でも浸水してはおりません。3ページの浸水区域と写真を見ますと、一番南側の鳴瀬川と吉田川両河川の合流点付近の鎌巻地区のみ集落の半分程度が浸水しているようでございます。なお、先ほどの氾濫シミュレーションの結果からは、昭和61年8月の被災後すぐに激特事業が、災害復旧事業が行われたと、お話ししたけれども、それが平成2年度で終わっておりまして、それを踏まえた河道でのシミュレーション結果では30センチから50センチ程度の浸水深という結果も出てございます。これは、床下浸水程度の被害ということで想定されると思えます。なお、四つの集落とも宅地の高さにつきましては、周辺の農地よりも少なくとも50センチから60センチは高くなっているということを確認してございます。なお、ここで改めてご確認したいのですが、この地域の現況の治水安全度につきましては、激特、先ほどもお話ししましたが災害復旧事業後の吉田川はおおむね30年に1回ぐらいの安全度がございます。なお、鳴瀬川につきましても、現在鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業を進めてございまして、これは平成24年度ぐらいまでは終わるような予定になってございまして、それでおおむね鳴瀬川も30分の1ぐらいの同じぐらいの安全度が保たれることとなります。現況が30分の1ですから、これだけでも近くの迫川流域の登米市

とか栗原市、それから旧北上川沿川の石巻市、こちらの安全度はおおむね10分の1とかと言われてはいますが、それと比べてもワンランクアップ程度の安全度となっています。そこは確認しておきたいと思います。さらに河川整備計画を県は策定中ですが、今後30年間でもその30分の1を50分の1まで上げるといった目標を立ててございまして、将来的な目標につきましても県内のバランスから見て他地域と遜色ないと言えるかと思えます。

続きまして、水害に強いまちづくりモデル事業でございます。6ページをお開きください。先ほどもお話ししましたが、昭和61年8月の未曾有の洪水被害を踏まえまして、国と県と地元三町、旧鹿島台、大郷、松島でございますが、こちらが一体となりまして水害に強いまちづくり基本構想を平成元年度にまとめて、それに基づいて平成2年度に水害に強いまちづくり事業計画をつくりまして、水害に強いまちづくり推進協議会を設立した上で、同じく平成2年度に水害に強いまちづくりモデル事業として指定され、関係者の役割分担のもとで各種事業を推進してきているといったところでございます。なお、先ほど平成元年度に水害に強いまちづくり基本構想を策定とお話ししましたが、昭和61年の災害でございますから、その後2年余りの検討を経まして策定されました。策定に当たりましては、二線堤東側の区域内についてやはり問題になりまして、集落の将来の、先ほど四つ集落あるとお話ししましたが、その集落の将来のあり方について町内で詰めた議論が行われたと聞いております。その中で、集落の移転も含めた比較検討の結果、中長期的視点に立って現地付近での地上げ等の方策による水害に強い集落づくりを促進していくとの方向性が当時の町長の熱意により、地元の合意形成がなされたと聞いております。この地域といいましますのは、鳴瀬川と吉田川に挟まれた旧品井沼、大きな沼だったわけですね、旧品井沼周辺の平地でございまして、昔から幾度も水害に悩まされてきたということ。そしてその閉鎖性地形のため市街地の浸水が長期間に及ぶこと、昭和61年8月も10日以上にもわたり町の半分ぐらい沈んでしまったこと、そのようなことがございます。という全国にもまれな地域であるということで、全国で初めてモデル事業として採択されたものでございます。なお、確認したのですが、全国唯一の事例だそうです、現在でも。

その中で国、県の役割でございますが、5ページ目を見ていただきたいと思えます。構想に基づいて事業計画をつくって、それに基づいて事業を進めているというお話をしましたけれども、事業計画をモデル図に示したのがこの図でございます。国、県の役割でございますが、このモデル図の全体で1番から7番まで、体系的に水害に強いまちづくりを進めていくということでございますが、1番から5番まで河川改修の計画的促進とか、避難地となる水防災拠点の整備とか、今回の二線堤の整備、それから非常用排水施設の整備、側帯の整備などを行っておりまして、これを国が行っておりまして県としても国と共同で国道346号鹿島台バイパス二線堤の事業を実施しているところでございます。二線堤と申しますと、道路機能も兼ねられるということでございますので、鹿島台市街地の交通渋滞解消として当時計画されていた国道346号鹿島台バイパスとの兼用施設として二線堤が計画されたものでございます。

次に、地元町の役割でございますが、ここで言っている6番と7番でございます。本堤と二線堤に挟まれる地域への補償制度、ここでは地元では水害バックアップ制度といわれておりますが、水害に強い土地利用のあり方とか防災無線の整

備とあわせまして地元鹿島台町の役割ということで継続して検討が行われております。

それから、地元への説明の状況ということでございますが、基本構想段階で突っ込んだ議論が行われたと先ほどお話申し上げましたが、これに加えて二線堤事業の着手時、資料の6ページを見ていただきたいのですが、平成4年度に国におきましては各行政区ごとに全町民を対象としました事業説明会を開催しております。一方、町におきましても徹底した広報活動を展開した結果、おおむね事業に対する住民の理解を得て本格的に事業を展開されているといったところでございます。

最後に、事業のフォローアップでございますが、旧鹿島台町におきましては国の水害に強いまちづくりモデル事業、これにあわせまして独自に町議会議員、農業委員、教育委員、土地改良区、商工会、町の有識者等々で構成する事業推進協議会というものを設置しまして、定期的にほとんど毎年でございますが水害に強いまちづくりモデル事業の進捗状況とか、先ほどのバックアップ制度の検討状況等々につきまして確認、検討して町民にも情報提供をしているといったことを聞いてございます。

以上でございます。

農村整備課 続きまして、農林水産部農村整備課から説明事項3、二線堤事業と、ほ場整備事業について説明をいたします。資料の7ページになります。

ただいま説明いただいたように、二線堤につきましては事業が進められてまいりましたが、この関係で、鹿島台町におきましては今の説明の中にもありましたように、平成元年に水害に強いまちづくり基本構想を策定しました。これを踏まえまして、平成2年度に長期総合整備計画を策定し、町の主要産業である農業振興を図るため、水田の基盤整備の推進を進めてまいりました。県はこのような鹿島台町の長期総合整備計画に基づくほ場整備事業の要望を受けて、平成7年度から平成9年度にかけ現地調査や道路、河川の整備計画との調整を行い、事業計画を策定し、平成10年度に着工しております。

資料の中ほどにあります四角で箱囲いをしたところですが、経営体育成基盤整備事業ができる内容について載せております。経営体育成基盤整備事業は、農業生産基盤整備事業として区画整理事業、農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗渠排水事業、客土事業のうち二つ以上の事業を総合的に実施できるということになっております。なお、区画整理につきましては、単独でも実施可能となっております。

次に、二線堤に関する協議経過ですが、これについては事業計画段階で河川管理者と調整しており、二線堤事業に係る区域の確認、それから施設の横断や接続における構造及び近接部の施工方法、それから完成施設の帰属や管理などについて協議を行っております。事業に着手した平成10年度以降については、実施のための構造協議等を繰り返し行っております。平成10年度から19年度までの打ち合わせ回数を調べてみたところ、農地及び農業施設の整備ということに関して行われた協議については、会議形式で行われた記録の残っているもので49回ほど行っております。

以上で説明を終わります。審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

森杉部会長 ありがとうございました。
ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

徳永委員 幾つか確認しておきたいことがあるのですけれども。まず7ページで枠囲みの中で経営体育成基盤整備事業の中の最後で、住宅地を造成することはできないというふうに書いてあるのは、これは住宅地を新たに、というか付加的に造成することはできないという意味なのか、それとも区画整理としての移転、それも含めて一切何もできないということなのかということについて。

農村整備課 移転も含めてできないということです。

徳永委員 そうすると、先ほど河川課の説明の中で、移転も含めて検討した中で現位置で嵩上げということでやりますよということになったのですが、そのとき具体的にどういう事業手法があって、その中でなぜそれになったのかというあたりがもう少し詳細がわかりましたら教えていただきたいのですが。というのは、5ページの中で7番のところでは水害に強い土地利用のあり方というふうな項目を挙げているわけですが、これは実際にはどういう事業手法を使えば実現できるのかというあたりについて、少しご説明いただきたいのですけれど。

河川課 5ページの7番、水害に強い土地利用のあり方というところでございますが、こちらにつきましては、例えば2番のところでは標高の高いところに、避難場所を確保するといったこともございますので、そういうところに少しずつ建てかえのときに集まっていくよう、誘導していく手法があります。また、事業計画の中では土地利用については、氾濫区域ではないのですが二線堤とそれから一線堤の間にどんどん侵食していくというか、宅地が広がっていくというのはまずいので、そういうところに条例を定めて規制を図っていくような手法を考えたいといった内容がうたわれております。

徳永委員 ですから今回のここでの経営体育成基盤整備事業の中では、水害時に非常に危険なところに点在している住居を安全な地域に移転するということが、この事業制度の中ではちょっと難しかったということがよくわかったのですけれども。ただし、やはり県の行政としてはいろんな手法がある中で、それをいかにうまく組み合わせてその地域をよりよい地域にしていくのかということが最大の使命だろうと思うのです。そのときに、どうしてもその事業の枠組みの中だけで閉じて考えてしまうと、取り得る手段というのが限定されてしまう。けれども、ほかの事業の中で、もしうまく組み合わせることによって、よりよい姿が生まれ出せるのであれば、そういうものを積極的に利用していくという姿勢がもう少しあってよかったのかなというような印象を持っております。これが、今回その二線堤の問題ということで取り上げましたけれども、特に地方部においてはそういう点在している集落だったり、1軒だけ点在しているというような形態が見られて、それはこの水害の話だけじゃなくて、例えば交通の話でもやはりある程度集約しても

らった方がいろんな手が打ちやすい。あるいは供給施設等に関してでも、行政の効率性が上がるというようなこともあるかと思うので、そういう意味でやはりまちづくりというのは、すべての部局にかかわる中で連携して、いいまちづくりをやっていてもらいたいなと思っていますので、そこら辺今後できるだけ部を越えて情報交換も含めて取り組んでいていただければいいかなというふうに思っております。

河川課 この事業は国のいわゆる直轄事業であるその本堤事業と、それから県の道路事業を合併した二線堤事業ということで、その後追いでこういったほ場整備事業が入ってきております。確かにおっしゃるとおりでございます、少しの工夫では結果論ですができたのではないかなというふうな反省もあると思うのです。例えば、事業が入ったときに縦と横、特に直轄さんとの協議をもう少しやっていたら、例えば輪中堤と一緒に少しでもいいからやってもらうとか。少しでもいいから取り残されたところの安全度を上げるような工夫も、働きかけも我々河川部局からもやってもよかったのではないかなという反省も正直言っております。二線堤をやった時期には相当この町はけんけんがくがく出てきたようです。いろいろなところで当時の町長さんも、いわゆる旧来の市街地を守るということで、取り残されたといいますかその部分のケアはどうだというようなところも地元の方々と相当程度突っ込んだ話をされているようでございます。ややもするとそういったところが我々忘れがちでございます、こういった事業を少しでも利用して合併で行うとかそういったところをさまざまな機会をとらえてやらなければならなかったのではないかなという反省も正直ございます。

森杉部会長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。よろしいですか。
それでは、この件は丁寧なご報告いただきましてありがとうございます。
それでは、次に答申案の審議に入ります。今回の審議で、答申文面を最終的に決定したいと思っております。前回の部会では、答申案に盛り込む事項につきまして審議いただきまして、私と事務局の方で答申案を作成いたしました。それにつきましては、各委員へあらかじめお示しし資料1のとおりまとめております。初めに、事務局から答申案について説明をお願いいたします。

行政評価室長 資料1の答申書の案ですが、本年度の第4回部会までの審議の結果、14事業についてはすべて事業継続妥当ということでございます。これについては、前回までの審議内容整理票を見ていただければよろしいかと思っております。

それから、2ページ目ですけれども、別紙1の審議対象事業の実施に関する意見。これにつきましては、審議内容整理票の2ページ、3ページのところに出てきますけれども、1番の国道398号石巻バイパス整備事業(期)これについては、新バイパスには相当の交通量が見込まれるため、交通管理者と連携を図り道路交通安全性の向上に配慮すること。次に、今後の事業の実施に関する意見としましては、まず第1点が街路事業これについては審議内容整理票の6ページになりますけれども、当初全体事業費の算定に当たっては可能な限り正確に見積もるよう努めることということでございます。それから2番目としまして、農業農村整備事業これについては11ページから15ページになりますけれども、経営

体育成基盤整備事業の事業効果向上のため、農地利用集積の促進などソフト施策をなお一層推進すること。以上の三つの意見を付すという内容の答申書の案でございます。以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。
 それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

徳永委員 国道398号石巻バイパスの件なのですが、これは事故がふえてしまうというからくりは、結局その周辺の道路網全体でみると事故がふえますよと。それがなぜふえるかということ、台数がふえるのでしたか、走行距離が伸びるからでしたか。

森杉部会長 どうでしたかね、公式を忘れましたね。片側2車線になって。

徳永委員 要は、このコメントだとバイパスだけの問題ですよというふうに言っているように見えるのですが、そういうことでいいのか、その周辺ネットワークすべてで問題だったのかということの確認なのですけれど。

行政評価室長 審議内容整理票2ページ目の - 5のところですね。

山本委員 - 5というのは、これは僕の発言ですので、県の回答は - 1の右側ですね。旧市街地を含む石巻地域全体のネットワークで、石巻バイパス側は事故が増加し、バイパスに交通量が転換する旧市街地側は事故が減少することになることなので、そういう意味で - 5の僕の発言したところもバイパスで事故がふえるという認識で、これを受けて聞いた覚えがあるのですけれども、そういう意味では先ほどの話でいけばバイパスでの事故ということでもいいのかなと思いますけれど。

森杉部会長 そうですね。バイパスの事故という表現でいいですね。おっしゃるとおりですね。ただ、これはマニュアルのちょっと欠点じゃないですか、これ。この市街地で交通量が減ってそれに応じて事故が減っているという便益がカウントするようになっていないでしょう、今の道路マニュアルは。恐らくこれは欠点ですね、こういうところ、今、僕も気がついたのですけど。ここで市街地の交通量が減ることによって事故は少なくなっていると、その便益をカウントしていないですよ。混雑の場合はそういうことを考えるんですネットワークってね。やっぱりネットワークでやったら考えるんだね、これ。これネットワークやっていないかな。

徳永委員 ネットワークで考えていたのではなかったですかね。

森杉部会長 違うでしょう。ネットワークで考えてないでしょう。

事務局 ネットワークで考えています。ですから旧道の交通事故減少も見込んで、そのプラスマイナスの影響でここはマイナス側になったということでした。

森杉部会長 ということですか。じゃあいいわけですね。

徳永委員 都市内は減少するのだけれど、こっち側がその代わりにふえるので、対応してくださいということ。

森杉部会長 だから気をつけましょうと。大丈夫ですね。結構です。
ほかにどうぞ。いいですか、これももう。
それでは、ありがとうございました。ご承認いただいたというふうにいたしたいと思います。来週私の方でこれを持って、知事のところに持って行ってまいります。
どうもありがとうございました。
ここで休憩します。14時20分まで休憩します。

(休憩)

森杉部会長 再開します。
最後の案件ですが、議事の(3)番の再評価事業完了報告についてということであり、いろいろな資料がありますが、まずは最初にこの再評価事業完了報告とは何であるかということの説明をいただきます。その後、この資料のことについてのご質問をいただくこととなります。
まず、事務局の方からこの報告の目的とか進め方について説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局の方から説明いたします。
資料3をごらんください。本県では、公共事業に関する評価制度を一体性、一貫性を持った評価体系として再構築するために、今年度、条例施行規則及び各事業評価の実施要領を改正しております。改正に当たりまして、昨年度この公共事業評価部会及び行政評価委員会から県の改正案に関するご意見などをいただきましたことは、委員の皆様ご承知のとおりであると思います。
それでは、まず資料3の1ページ目をごらんください。ここに公共事業評価の流れとして、改正後の公共事業に関する評価の流れを模式図としてまとめております。この図のうち、改正点は 部の部会意見対応状況報告と の再評価事業完了報告(1次事後評価)の2点となります。まず、この図の の方の部会意見対応状況報告ですが、これは前回の部会で先行して昨年度再評価を行いました福貴浦漁港に関して報告を行いました。その際にもご説明したとおり、これにつきましてはこれまで行ってきました部会でいただいた意見に対する対応状況の報告を、正式に実施要領に位置づけまして、その手続と調書等の様式を定めたということとなります。なお、この福貴浦漁港以外で、昨年度の部会で出されました意見に対する対応状況報告については、次回の第6回部会、これは例年年度末にやっています2月ごろになると思いますけれど、そちらの方で昨年度の分の残りをやりたいと思っております。

次に の再評価事業完了報告、これがこれからご報告するものとなります。再評価事業完了報告は、これまでの事後評価の検討の結果を踏まえて、今年度から

制度化したもので、ここに括弧書きで先ほども言いましたけど1次事後評価、いわゆる簡易な事後評価的機能を持ったものと考えております。つまり、の方に点線で試行2次事後評価と書きましたけれど、平成16年度から試行を続けてまいりました本格的な事後評価の試行につきましては引き続き、これも今年度第6回部会で1カ所やることを検討しております。それに対して、今回制度化した再評価事業完了報告は、一応報告でありますので、主とする目的は透明性の確保とか、事業を実施した県の説明責任を果たすということにありますけれど、しかしこの報告書を作成いたしまして事業の効果を自分たちが検証すること、またこの場で委員の皆様からご意見やご感想をいただくことが、当該地区の課題への対応とか今後の同種事業の実施にいかせることができるのではないかとというふうに考えております。

それでは資料3の2ページ目をごらんください。具体的に、この再評価事業完了報告の流れについてご説明いたします。

ここにありますとおり、県がまず事業を完了した翌年度から起算して2年度以内に再評価事業完了報告を作成いたします。再評価事業完了報告の記載事項につきましては、ここの表のとおりとなっておりますけれど、ここでは昨年度指摘を受けた部分についてご説明いたします。まず、事業の有効性という欄ですけれど、ここには事業効果の発現状況についてできる限り定性的、定量的両面から書くこととしております。ここで問題になるのが、費用対効果分析、つまりB/Cでございますけれど、この再評価事業完了報告に該当するすべての事業において、事業完了後に発現した事業効果をそれぞれ調査や観測とかアンケート調査などを行いまして、B/Cを詳細に算出することについては県の予算上の課題があるということは昨年ご説明したとおりであります。そこで、基本的にはこの再評価事業完了報告には、B/Cについては再評価時点の算出結果を参考として記載することを基本としています。しかし、昨年度の部会でご指摘を受けたのは、いわゆる道路関係事業におきます交通量とか、そういった基本のデータや資料で、B/Cの算出が比較的容易なものについてはできる限り完了後の費用対効果を計算し記載することといたします。

次にもう1点、表の一番下のところですけど、今後の課題などというところで、これも昨年いただいたところでございまして、ここに当該事業の反省点とか得られた知見などを積極的に記載することがこの制度を有意義にするものだという意見をいただいておりますので、その意見に応じましてできるだけ積極的に書くようにいたしたいと考えております。

このように、県が作成しました再評価事業完了報告を、この部会の場で説明することになります。ここで、これは報告事項ですので、諮問事項となっておりますので、委員の意見を集約していただくことまでは要しませんが、この報告に関してのご感想とかご意見などを報告の後にいただければと思っております。

以上が、今年度から始めます再評価事業完了報告についての内容です。

次に、本日の進め方についてご説明いたします。資料4をごらんください。資料4の1枚目のところですけど、1番の秋山沢火山砂防事業以下、本日これから七つの事業についてご報告をいたします。進め方といたしましては、1番から4番までが防災砂防課の所管となっておりますので、まとめて説明いたしましてその後ご意見をいただく。残りの三事業についてもまとめて続けて説明いたしま

して、その後意見をいただくということにしたいと思っております。それで、まことに恐縮でございますけれども限られた時間の中での報告となる都合上、事務局の方で予定時間がまいりましたならばお知らせすることといたしますので、その際には議論をちょっと切り上げていただくようなことも考えていただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

森杉部会長 ただいまの事務局の報告につきましてのご質問ございませんか。

では、事務局の提案どおりに進めていただくということで、よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。

先ほど事務局の方からご説明がありましたように、これは事後評価の意味合いを含んだ完了報告なのです。要するに、再評価を行った事業の完了報告ということなんです。これは、そういう意味なのですが、だから今後この同じような事業の実施にあたって参考とすべき点とかを中心にご意見、ご質問いただきたいとこんなふうに思っております。そういうことでお願いしたいのですが、改めて資料を提供してくださいという、こういうふうな質問はできることならば避けていただきたい。避けられない質問であれば、それはそれで仕方ありませんから重要なことです。しかし新たな資料の追加という状況は今のところ報告の場がございませんので、むしろ今後の参考にしていただく意見として受け取っていただくという、こんな形にしておきたいと思っております。

それでは、先ほど説明がありましたように、まずはこの1から4番の報告を一括していただきまして、ご質問ご意見をいただくことにします。

それでは、よろしく願いいたします。

防災砂防課 担当課の防災砂防課の板橋でございます。よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、最初に秋山沢川火山砂防事業につきまして再評価事業完了報告をさせていただきます。

事業名が秋山沢川火山砂防事業。施行地名が刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地東裏山地内でございます。最初に、秋山沢川の場所につきまして簡単にご説明いたします。資料の4ページを参照いただきます。

秋山沢川は蔵王国定公園の南部に位置しておりまして、標高1,817メートルの屏風岳に源流を發して下流部の蔵王町遠刈田温泉地先におきまして、阿武隈川水系白石川支川の松川に合流いたします。流路延長11.7キロメートル、流域面積34.3平方キロの1級河川でございます。

次に、事業の概要につきましてご説明を申し上げます。資料の1ページ及び2ページをご参照いただきます。この秋山沢川は、平成元年8月の台風による大雨によりまして土石流が発生いたしました。その発生いたしました土石流が当該事業箇所上流部にございます別荘地に流入いたしまして、死者1名を出す大きな災害が発生しております。この土石流災害の発生にともないまして、上流部の被災箇所約2.3キロメートルの区間につきましては、災害復旧事業及び災害関連緊急砂防事業で防災工事を実施いたしました。この上流部での防災工事の実施に伴いまして、今後同様な土石流が再度発生した場合には未改修であります下流部へ

の被害が懸念されましたことから当該事業に着手すべきと判断され、平成2年度から事業に着手したものでございます。

計画の概要につきましては、当初計画が平成元年度の災害を受けて緊急的に立案された計画でありましたために、平成11年度の事業再評価時におきまして当初計画で計上漏れのありました設計費やインフラ施設等の物件補償費等の追加計上の見直しを行いますとともに、完成予定年度を当初計画の平成8年度から平成14年度に6年間延長してございます。また、平成16年度の再々評価時におきましては、当初計画において7基の床固工の設置を計画しておりましたが、計画区間最上流部の1基を床固工から砂防堰堤工に変更しております。なお、完成予定年度につきましても施工区間にかかっておりました保安林の指定解除等の手続に時間を要したために、平成14年度から平成17年度に3年間延長しております。

工事の主な内容といたしましては、資料の5ページ、6ページをご参照いただきます。施工延長が約1.1キロメートルでございます。事業区間最上流部に砂防堰堤1基を整備したのを始めといたしまして、溪岸の浸食を防止するための護岸工や、河床を安定させるための床固工及び帯工を整備したものでございます。

完成後の施設の管理の状況といたしましては、資料の7ページ以降に事業完了後の状況写真がございますが、整備完了後の補修等は特に現在までは行っておりませんが、大雨の後などは所轄の土木事務所の職員によります現場巡視等を行い、施設の異常などの早期発見に努めている状況でございます。

事業の有効性につきましては、資料の3ページをごらんください。当事業が完了したことに伴い、その後の大雨などにおきましても下流部への土砂の流出防止が図られておりますほか、砂防堰堤下流部の護岸整備により溪岸の浸食や河床の低下が抑えられており、現在は松川本川への有害な土砂の流出が抑制されておりますことから、整備いたしました砂防設備につきましては機能が発現されているものと判断しております。

保全対象及び費用対効果につきましては、記載のとおりでございます。

それから、再評価部会意見への対応状況でございます。再々評価実施年度が平成16年度でございます。答申では継続妥当、条件はございませんでした。その他、付帯意見もございませんでした。評価結果におきましては、事業継続ということで意見に対する対応方針等は特にございませんでした。

最後ですが、今後の課題等といたしましては当該事業の完成により、現在は洪水時などによる土砂の流出抑制や調節機能の効果が発現されておりますが、秋山沢川を含めます蔵王火山周辺部の地質は大変脆弱でありますために、その不安定な土砂や火山噴出物などが土石流化する危険性が今後も懸念されます。そのことから、本年8月31日から仙台管区气象台と共同で発表を開始いたしました土砂災害警戒情報等を活用した警戒避難体制の整備などのソフト対策と組み合わせた総合的な土砂災害防止に向けた取り組みを今後とも推進していく必要があると考えております。秋山沢川火山砂防についての事業完了報告の説明につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、黒森沢防災砂防事業の再評価事業の完了報告をさせていただきます。

事業名が黒森沢防災砂防事業、施行地名が亶理郡亶理町吉田地内でございます。

黒森沢の場所は、資料の4ページの方にご参照いただきますが、亘理町の南西部に位置しておりまして、山元町に近接する場所でございます。町の西部の丘陵地帯から平野部に流れ下る流域面積が0.6平方キロメートルの小河川でございます。

次に、事業の概要につきまして資料の1ページ、2ページ及び5ページ、6ページをご参照いただきたいと思います。当黒森沢は事業着手前の河床勾配が17分の1から20分の1というような急な河川でございましたために、大雨などの際に流水による溪岸浸食が進み、流下した土砂で下流部での河床を上昇させている状況がありましたことから、地元からの護岸整備についての強い要望を受けて平成7年度から事業に着手したものでございます。事業箇所の上流部には、昭和55年度に完成いたしました施設の砂防堰堤ができておりまして、今回の事業箇所はその下流部で県単独事業の渓流保全工ということで溪岸浸食を防止するための護岸及び河床を安定させるための床固工を整備したものでございます。

工事の内容といたしましては、施工延長が259メートルで護岸工が210.6メートル、床固工が5基、帯工1基を整備したもので、工事途中におけます計画変更等は特にございませんでした。

完成後の施設の管理状況といたしましては、7ページ以降に事業完成後の状況の写真がございます。施設完成後の補修などにつきましては、特に現在まで行っておりませんが、大雨の後などは所轄の土木事務所の職員によります現場巡視等を行って、施設の異常等の早期発見に努めている状況でございます。

事業の有効性につきましては、3ページをごらんください。当事業の完成によりまして、現在は当該事業区間の溪岸浸食や河床低下等がなくなり、下流域への土砂の流出が抑制されている状況でございます。流路内に若干の植生の繁茂等が認められますが、洪水時などにおける流水の流下を妨げるような顕著な土砂の堆積は認められておらないことから、下流域の土砂災害に対する安全性の向上が図られているものと判断してございます。保全対象及び費用対効果につきましては、記載のとおりでございます。

再評価部会意見への対応状況につきましては、平成16年度にご審議をいただいております。答申では継続妥当、条件なし、その他意見もなしということで、評価結果でも事業継続、対応方針、その他意見はなしということでございます。

今後の課題等につきましては、現在は流路内に土砂の堆積が認められておりませんが、今後長い期間におきまして流路内に土砂等が堆積してきた場合には、流路断面も小さいことから流路工としての機能が十分発揮されなくなることが懸念されますので、堆積した土砂の撤去などの維持管理が必要になってまいります。しかし、現在はこれら施設の維持管理予算が大変厳しい状況にありますが、今後とも予算の確保に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上簡単ではございますが、黒森沢防災砂防事業についてのご説明は以上のとおりでございます。

続きまして、青葉山地すべり対策事業の完了報告をさせていただきます。お手元の資料を参照いただきます。

事業名が青葉山地すべり対策事業でございます。施行地名が仙台市青葉区荒巻字青葉地内でございます。この青葉山の位置的なものでございますが、資料の4ページをご参照ください。当該実施場所は仙台市の中心部より西方約4キロに位

置しております。名取川水系広瀬川の左岸に面した場所でございます。この青葉山地すべり危険箇所は、過去から台風などの大雨による広瀬川の洪水などによりまして地すべり現象が発生してきておりましたが、昭和50年の地すべりで約6万5,000立方メートルの土砂が広瀬川に流出し、川の中ほどまで達する災害が発生しております。その後、一時現象は休止化しておりましたが、昭和55年から56年度にかけて地すべり箇所の東側におきまして小崩落が発生いたしましたために昭和56年度から対策事業に本格着手したものでございます。

次に、事業の概要についてご説明を申し上げます。資料の1ページ、2ページ及び5ページ、6ページをご参照願います。事業の内容は、現地の調査結果によりまして地すべり防止区域、これ全体約23.4ヘクタールでございますが、この区域を七つの地すべりのブロックに分割してそれぞれ地下水排除工、排土工、法枠工、アンカー工などの対策工事を実施したものでございます。分割いたしましたブロックの概要は、5ページの概要図のとおりでございます。

工事の内容でございますが、この7ブロックすべてにおきまして地下水排除工を実施いたしましたほか、この地下水排除工に加えましてBブロックは排土工、EFブロック及びIブロックでは法面工、EFブロックではアンカー工の対策工をそれぞれ実施いたしました。当初計画におきましては、平成12年度までに事業を完了させる計画でありましたが、対策工事完了後の地すべりの経過観測におきまして、7ブロックのうちCDGのブロックにおきまして変動が観測されましたことから、平成15年度の再々評価時に完成予定年度を5年延長するとともに、変動のありましたその3ブロックにつきまして地下水排除工の追加工事についてご審議をいただき、ご承認をいただきまして工事の方は平成17年度に完了してございます。完了後の施設の管理状況といたしましては、現地に伸縮計及び水位計の地すべり挙動監視装置を設置いたしまして、異常値を検知した場合には所轄の土木事務所と担当者の方に自動通報が入るようなシステムによりまして、現在まで監視を行ってきております。

事業の有効性につきましては、3ページをご参照いただきます。工事完成後の観測におきましても現在までは顕著な地すべりの挙動は確認されていないことから、工事实施の効果が発現されているものと判断してございます。保全対象及び費用対効果につきましては、記載のとおりでございます。

評価部会意見への対応状況につきましては、15年度にご審議を賜っておりまして、答申で継続妥当、条件はなし、付帯意見といたしまして人命に深く関わる事業であり早期の事業完了を期待するというご意見をちょうだいしております。評価結果におきましては、事業継続、対応方針はなし、これに対する意見といたしましては、これは申しわけございません2番の方に記載してございますがこちら1番でございます、今後とも早期完了を目指して効率的・効果的に事業の推進を図るという方針にございまして、対応状況でございますが再々評価の予定どおり平成17年度に事業完了を果たしておりまして、民生の安定に寄与しております。

今後の課題等といたしましては、今回計画実施いたしました青葉山の地すべり対策事業では、環境面や経済性の観点から地すべり土塊を強制的に押さえます抑止工や排土工の採用を最小限の範囲とし、地下水排除工を主体に実施いたしました。地すべり再発の要因となります地下水位の異常な上昇等、地すべり発生の

挙動について常に監視を行い異常があった場合の早期把握・早期対応が重要であると考えられますことから、現在、自動観測システムで観測しているデータを所轄土木事務所だけで監視するのではなくて、平成18年4月から運用を開始いたしました砂防総合情報システム内に取り入れまして、より多くの目で監視を行いますとともに広く県民の皆様へもインターネットを通じて周知を図り情報の共有化を図ってまいることが現在計画しております。青葉山地すべり対策事業の概要につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、最後となりますが前浜の2急傾斜地崩壊対策事業の完了報告をさせていただきます。お手元の資料をご参照願います。

事業名は前浜の2急傾斜地崩壊対策事業。施行地名は牡鹿郡牡鹿町大字寄磯浜前浜地内でございます。現在の石巻市でございます。位置的なものは、資料の4ページをご参照いただきます。当地域は太平洋に面しました海岸部のリアス式海岸特有の漁業の集落でございます。急峻な斜面に住宅が密集している地域でございます。この急傾斜地で土砂崩壊の災害が発生した場合には、人家等への被害のほかに集落内の道路が崩壊した土砂により寸断されて孤立化するなどの深刻な被害が想定されましたことから、昭和61年度に急傾斜地の崩壊対策事業に着手し、平成17年度に完了したものでございます。

事業の概要といたしましては、資料の1ページ2ページ及び5ページ6ページをご参照いただきます。工事の内容といたしましては、施工延長が1,560メートルで、対策工といたしましては張コンクリート工や現場打特殊法枠工及び重力式擁壁工を実施したものでございます。なお、事業期間中での計画変更の状況につきましては、平成10年度の再評価のときに当初計画いたしました範囲の南側に隣接する区域約530メートルでございますが、その後の風雨等によります斜面の風化が著しく進行してきたため、当初計画範囲に追加して変更してございます。完成後の施設管理状況につきましては、施設の点検等につきましては所轄の土木事務所職員が行っておりますが、斜面の法尻部に設置してございます側溝の清掃や除草などの日常的な維持管理につきましては、地元住民の皆様のご協力をいただいております。現在は適切な管理状況となっております。

事業の有効性につきましては、3ページをご参照いただきます。当施設の完成によりまして、人家84戸及び集落内の道路1,400メートルが保全され、当地域での急傾斜地の崩壊による土砂災害に対する安全性の向上が図られております。地域住民の皆様生命財産を土砂災害から守るという初期の目的は達成されているものと考えてございます。費用対効果につきましては、記載のとおりでございます。

評価部会意見への対応状況につきましては、平成15年度にご審議をいただいております。答申では継続妥当、条件はなしでございます。意見といたしまして、人命に深く関わる事業であり早期の事業完了を期待するというご意見をいただいております。評価結果は事業継続、対応方針なし、意見は今後とも早期完了を目指して効果的・効率的事業の促進に努めるということで、対応状況でございますが再々評価時の計画の完成年度が平成18年度でございましたのに対しまして、予算の重点化や請負差金などによりまして1年間前倒しいたしまして平成17年度に事業が完了しております。民生の安定に寄与してございます。

今後の課題等といたしましては、当事業が完成いたしましたことは直接の保全

対象であります人家84戸の保全を図りますほか、費用対効果にはあられない効果といたしまして地域住民の皆様の災害時の避難場所に指定をしております集落北側、これは申しわけございません4ページ下の図をちょっとごらんいただきたいのですが、矢印で示した場所が今回の施工場所でございますが、このちょっと左上の方にございますが、こちらの方に地域住民の皆様方の避難場所に指定されております寄磯小中学校がございまして、こちらに避難する際の集落内の避難道路についても土砂災害から守る効果を果たしてございます。現在、県といたしましては、ハード対策とともに土砂災害による人的被害の軽減を図るためのソフト対策が一体となりました総合的な土砂災害対策の推進に取り組んでおりまして、今後とも当該箇所のような避難場所や避難路に関連いたします危険箇所につきましては、重点的に整備を進めていく方針でございます。前浜の2急傾斜地崩壊対策事業の事業完了報告の概要につきましては、以上のとおりでございます。

以上で、防災砂防課が所管いたします4件の事業についてのご説明を終わらせていただきます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。1件ずつというよりも、もうどこからでもいいですから、特に感想も含めてお願いいたします。

徳永委員 ちょっと確認なのですが、事業費増減対照表の書式なのですが、これは事業によって完了時が書いてあったり書いてなかったり、再評価と再々評価を一緒に書いたりちょっとまちまちで、最後の欄の増減がどこを基準にした増減なのかというのがわかりにくいものがあります。この後の事業についてもちょっとそこら辺がばらばらなのですが、この書き方というのは何か指示があるのでしょうか。

事務局 完了時を書くこととしております。これは御存じのとおり今年の審議でご指摘を受けて書き方を考えておりまして、その際には、再々評価の時には前回再評価と再々評価時点の比較の増減表だけでいいのではないかと意見をいただきまして、そのように書く気でありました。しかし、今回完了報告書に当たり、再評価と完了時の比較だけとすると、当初からの事業費の変動というのがわからないということで、事務局からは、なるべく当初からの状況がわかるように書いてくださいというお願いをしておりまして、一部に完了時の値が抜けているのは、こちらのチェックミスでございました。

徳永委員 いずれ、そういう基準とかあると思いますので、統一してください。

事務局 なるべく統一して、変化のわかるようにということで部局へお願いした結果がこのようになっておりましたが、なお気をつけます。

徳永委員 それに関連してなのですが、事業1番で変更の理由のところでは請負差額の減額分を転石処理等、雑工の増額で相殺したと書いてあるのですが、ちょっとこの書き方だと余ったのでほかをやったよというふうにも見えなくもない書き方なので

すが。これは逆なんですか、そういう増額があったけれども減額で相殺されたのか。

防災砂防課 防災砂防課の鈴木と申します。

このような秋山沢川の砂防工事に限らず、砂防工事の場合ですけれども、当然河床等を掘削するような事例がございます。その場合に、予想する以上に転石あるいはその径の大きい石等が出てくる場合がございます。そちらの方は、河床の中に埋まっていたりすることもございまして、なかなか予測するのが難しいのですけれども、小規模なものであれば土砂として処理できるということもございまして、大きな転石となってまいりますと処分地等を考えていきますと処分費が非常にかかってくるというようなことがございます。そのような転石を結果的に処分していくとなると、当初の工賃の中では少し足りなくなってくる場合がございます。それらの分が実質的には増額要素となってくるということがございます。結果的に請負差額がでてきましたので、そういう部分等に少し回していくというようなことがございまして、結果的にこの秋山沢事業では相殺された形になってございます。

徳永委員 確認したかったのは、そういうふうな工事中に増額要因が出て、それが増額予定になったのだけれども結果的には請負差額で相殺をされたという解釈でいいのか、それとも減額されて予算が余ったので維持管理的な費用までこっちで面倒見たよということなのかというのが、ちょっとこの表現だと後者に読めてしまう書き方なので、そこをはっきりしてもらいたいなということなのですけれども。

防災砂防課 今の質問でございますけれども、工事の中で増額的な要素が出てきたということで、前者の方でございます。

徳永委員 そうでしたら、誤解を招かないようにこの表現を逆に書いていただいた方がいいと思います。

森杉部会長 はい、ほかにどうぞ。

長田委員 感想なのですが、「民生の安定に寄与する」という表現があちこちにあるのですが、これ「お上がしてやったぞ」みたいな、偉そうな表現だなという感じがいたしますが。民生って、民の生活という意味なのですか。なんかこれは慣例の用語なのかなという、昔のお上という感じがします。

防災砂防課 確かにおっしゃられますとおり、我々事業の中のいろいろ補助申請等で従前から使っていた部分で、一般に表現するには余りふさわしくないかもしれません。

長田委員 それからもう一つまた感想なのですが、前浜の2急傾斜地崩壊対策事業をぱっと見たとき、すごい見栄えのよくないただ安全というだけで、これは本当に安く見栄えは全く考えないで一番効率よく安く上げたのかなという感想なので、今後

こういうことがあったらもうちょっと景観に配慮するとかをしてもらいたいなという感想です。

防災砂防課 我々も極力景観に配慮した事業に取り組んでまいりたいということでは、いろいろ場所によりましてはこのコンクリート部分に植生土嚢といいますか、種子を入れました泥でもって将来それが発芽してコンクリート面が見えなくなるようなこともやって今後工事を行っております。

長田委員 そういうところも見ただことはありますけれど、これはよくないなと。

森杉部会長 難しい問題でしょうけれど、微妙な問題でしょうけれどね。やっぱり景観も一定程度の配慮があるといいのかもしれないね。
ほかにどうぞ。

遠藤委員 3番、4番の事業ですけれども、事業完了までに20年超える年月というのかかっていると思います。それで、余りかかりすぎかなという気持ちもあります。それと、スタート時点の事業がほころびが出てくる可能性もあるのじゃないのかなと思います。そういうときに補修なり改修なりという事業はどういう形でなされるか、お聞きしたいと思います。それと、1番、2番の事業は10年以内で完成しているのですけれども、そのかかる年度の違いというのはどういうところから来るのでしょうか、教えていただければと思います。

防災砂防課 2番目の黒森沢防災砂防事業でございますが、こちらは補助対象外の単独事業で対応しております。この事業規模に対しまして、今ご指摘にありましたように完成年度までに多くの時間を費やしたという状況になってございますが、現在の単独事業費の予算的な制約等もございまして、なかなか重点的に集中投資して早期に事業を完了することがちょっとできないような状況にございまして、このようにちょっと時間を費やしてしまっている状況でございます。

青葉山地すべり対策事業でございますが、こちら地すべり区域が23ヘクタールほどでかなり広い区域でございまして、結果的に昭和56年から平成17年度までということで、かなりの日時を要したものでございます。地すべり事業につきましては、工事そのものを完了いたしました後に2年ほど経過を観測するという、そして安全を確認して完成というようなことでやってきてございまして、実質工事的なものは平成15年度で一たん完了しておりますが、その後2年間は継続観測を行ったという状況でございます。それから、先ほどもちょっとご説明いたしましたが、一たん途中で工事が完了して経過観測におきましてCDGの三つのブロックにつきましては、まだ変動している状況というものがあつたために、再度やりなおしたというようなこと等がございまして、結果的に長期間の工期を要したという状況になってございます。

最後の前浜の2急傾斜地崩壊対策事業でございますけれども、こちらにつきましてもこの地区全体が漁港を中心として斜面に何段階かに家が階段状に密集している地域でございました。工事を行う場合にも、なかなか工事用車両が入っていかないということで生活を確保しながら少しずつ工事を進めていかざるを得なか

ったということで、地区全体を終えるのにはそのような時間がかかってしまったということでございます。

森杉部会長 いいご質問ですね。僕も気がつかなかったです。よろしいですか。

両角委員 教えていただければいいのですけれども、例えば2番目の黒森沢防災砂防事業のこういうところの写真だけで見るとすごく木が繁茂していますが、こういう管理というのは普通どういうふうな管理になっているのか。普通の用水ですと農家の人が用水組合とかいろいろやっていますから、こういうところはどういう管理になっているのか。

防災砂防課 こちらのこの資料の6ページに標準断面図がございますが、こちらちょっとご参照いただければと思うのですが。通常砂防事業の場合はどうしても渓岸浸食でありますとか、縦浸食、河床の浸食を防止するという観点でこれまでも三面ばりということで三面コンクリートでやってきたのでございますが、いろいろ景観とかあるいは生態系そういったものにもっと配慮すべきじゃないかといういろいろご意見等もございまして、ここでも両面の岸の部分につきましてはコンクリートブロックの護岸で起こしてございますが、底の部分につきましてはフトン籠工ということで自然石で施工してございます。そういうことで、当然植生は長い間にはそういった草の繁茂とか、そういったこと想定はしておったわけでございます。先週もちょっと現地の方は見てまいりましたが、著しく流路、流水を阻害するような状況にはなっていない状況でございます。ただ、やっぱり大きなこれが草木じゃなくて木とかが生えてきた場合、そういったものは撤去するような維持管理を行っていく必要があるかと思っております。

両角委員 通常はどこが管理することになったのですか。

防災砂防課 こちらは県です。県の予算の中で、毎年というわけにはなかなか今予算的な制約等がございまして実施できていない状況でございますが、状況等に応じてその予算の中で実施してございます。

両角委員 結構大変ですよ、費用とか。わかりました。

遠藤委員 記憶違いでなければ4番目の事業、最初の再評価の時点ではたしかB/Cが1に満たない数字だったんじゃないかという記憶があるのですけれども。これが、再々評価時では3.96ということで、工事をしながら効果があらわれてきたのかなという気がするのですけれども、この辺の数字の違いというのは説明できませんでしょうか。なんかこれまで会議に出席させていただいて、そのB/Cが1未満というのがこの事業だけだったような記憶があるのですけれども。

森杉部会長 いや、何個かあったけど。

森杉部会長 恐らく、もしそうだとしたら平成10年でしょう。そのときのやり方と、平成

15年のやり方は違うんですよ。多分こちらの場合は、洪水と同じような便益計算やっていると思うんですよ。ところが10年の場合は、なんかこの恐らくそれじゃないかと僕は思うのですけれどね、想像ですけれど。そういうことで、今回ここ出てきていませんけど、多分そうじゃないかと。

防災砂防課 こちらの資料で平成10年度の前浜の2のb/cは3.6となっております。

森杉部会長 それでは、いいですね。
ほかにどうぞ。

どうですかね、比較的わかりやすいんじゃないかな、これ。よくできているんじゃないかと思いましたがね。これは案外わかりやすいんじゃないかなと思った。特に、このコストの方はかなり詳しくデータ出ていますので、ちょっと追求されるかもわかりませんが、今後公開した場合にですね。しかし、そんなに大きなコストのアップもないですし、結構ですね。いいですか、この件。

では、最初の4件どうもありがとうございました。

次の3事業に進みます。事業 から の三つですが、これも一括して報告をお願いいたします。事務局からというか、私からでもありますが1件あたり5分以内でのご説明をよろしくをお願いいたします。

河川課 それでは、再評価事業完了報告書ということで河川課の志田と申します、よろしく申し上げます。

事業名は迫川総合開発建設事業。施行地名でございますが、この事業は二つのダムで1事業でございます。一つが荒砥沢ダム、この施行地名でございますが宮城県栗原市栗駒文字上荒砥沢地先これは二迫川の方でございます。もう一つは、小田ダム、これは宮城県栗原市一迫長崎地先と花山草木地先ということでこれが長崎川で6ページに位置図を載せております。事業主体でございますが、総合開発事業としては宮城県でございますけれども、施行主体としましては農林水産省の東北農政局でございます。

事業の目的でございますけれども、1級河川迫川上流の二迫川及び長崎川に、治水・利水を目的とした多目的ダムを建設しまして、沿川の洪水の防御と農業用水の取水の安定化という目的で建設事業に着手しておりました。このうち、河川総合開発事業の方でございますが、迫川全体における上流ダム群とその下流側の方の遊水池により、その洪水調節によりまして、治水基準点ということで河川計画位置づけている佐沼でございますが、河川に施設等がなかった場合が毎秒3,200立方メートル流れるところを、こういったダムによって佐沼地点で毎秒1,000立方メートルまで低減するというような計画の中での上流ダム群の一環ということで2ダムを実施しております。

続きまして、次のページでございますけれども、事業費でございます。この事業につきましては、事業の概要のところ裏面に載せてありますが、全体の事業費というのが河川総合開発事業と国営のかんがい排水事業の共同事業でございます。河川総合開発事業分の負担率は35.5%、農政局さんでやりました国営かんがい排水事業につきましては64.5%という負担率でございます。事業着手時、昭和62年でございますが、この当時、全体事業費で480億、括弧の中は

河川総合開発事業分ということで明記しております。前回の15年度の再評価時のときには全体事業費836億、そのうちの河川総合開発分としては296億8,000万ということで、完了時におきましては全体事業が810億、河川総合開発分の負担分が287億程度になりました。増額要因等は、事業概要のところに載せております。

事業の効果でございますけれども、これは資料の14ページに載せておりますが、平成14年7月10日から11日にかけて台風6号に伴い迫川沿川でおおむね20年に1度の降雨となりまして、かなりの被害が出ておりました。そのときにこの14年当時は荒砥沢ダムが完成しておりました。小田ダムはまだ建設中でございます。この二迫川の下流におきましては、かなりの被害が出たのですけれども、その荒砥沢ダムで最大そのダム地点で毎秒63立方メートルほど入ってきたものをダムで調節して溜めて、下流域には毎秒2立方メートルだけを放流していたということで、そこで被害をかなり軽減できたというような実際の効果としてあらわれております。前回の費用対効果のB/Cとしては2.35と算出しております。

前回15年度の再評価部会での答申でございますが、継続妥当ということで条件はありませんでしたが、付帯意見ということでダム事業全体を指してもあるのでしょうかけれども、事業に関する社会情勢の変化や、流域の生態系に対する配慮等の視点に立って事業の計画や実施の方法を検討することという意見がつけられまして、それにつきましての対応状況といたしまして、資料の15ページにも載せてはありますが、植物とか動植物の貴重種等を移植しまして、3年間モニタリング調査をしまして生息の確認、また環境の影響等もみて確認をしております。また、下流河川の影響に配慮ということで水質とか水温のデータもダムの管理の中で継続的に観測していくということで対応しております。

今後の課題でございますが、今回は2ダム1事業でございましたので、治水事業着手から完成まで19年を要してしまったということで、それに伴い物価の変動もございましたし、それから地盤条件の変更等もありまして全体事業費が当初から1.7倍ほどになってしまいました。これにつきましては、今後以降、着手時で、その当時では調査は適切に行えたと思うのですが、なお一層、詳細にそういった事業費がふえてくるような状況を想定して、地盤調査等の調査をきっちりやっつけていかなければいけないだろうということと、それから公共投資全体の中で建設事業に着手した場合に、ダムに投資する金額というか事業費が低いと事業年度がかなり、事業そのものが大きいものですから長くなりますので、一度その建設に着手したらやはり集中的に投資して短期間で上げるような方向で検討していかなければいけないということで考えております。また、つくりました施設につきましては、その財政状況を踏まえた上での施設の機能維持・安全性を図るということでの管理が重要であるということ、以上で報告を終わらせていただきます。

農村振興課

それでは、引き続きまして6番目の事業について説明させていただきます。

農村振興課の谷口と申します。

説明に先立ちまして、申し訳ありませんが資料の記載に間違いがありますので資料の修正をお願いいたします。再評価事業完了報告書の3ページをお開きください。3ページの下段の事業費の内訳表のうち、中段の再評価時、平成16年度

のその費用負担内訳の市町村の欄でございます。3.7億円を、3.4億円に修正をお願いします。次に、11ページの事業概要図でございます。左上部に農道集落排水農村公園で宮腰の集落名がついているコースがございますが、宮腰を宮脇、ツキ偏に「カ」三つの宮脇に修正をお願いいたします。

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず1ページ目の事業概要でございます。本地区は県の南西部の川崎町の東部に位置し、農村における農業の健全な発展と生活環境の改善のため、農業生産基盤の整備と農村生活環境整備に係る事業メニューを実施いたしました。事業着手時から完了に至る中で、さまざまな要因により事業計画変更の経路を辿りながら事業量、事業内容及び事業費の見直しをして事業完了をいたしました。その内容と変更要因については、2ページから5ページにかけて記載してございます。2ページは、事業内容、事業量を事業着手時、再評価時、完了時の3段階書きで整理してございます。当初計画に対する事業内容の変更状況については、2ページ後段から3ページ中段に記載してございます。事業費の変更に関しましては、3ページの後段に表で整理をしており、再評価時から完了までの期間に約1.7億円の縮減が図られました。おのこの工費の詳細な変更については、4ページに記載しております。上段は当初から再評価時までの変更状況、下段は再評価時から完了時までの変更状況について分けて整理してございます。

事業期間の推移については、5ページの上段の事業期間欄に記載しておりますが、土地改良法上の計画変更は11年度に行っておりまして、再評価時の完了予定年度は平成16年度の総事業費改定に際し見直したものを記載してございます。その注意書きにつきましては、表の下の方に記載してございます。また、完了時の欄に記載しております第2回計画変更は、第1回計画変更以降の軽微な事業量及び事業費に係る変更内容を事業完了に際して精査し、土地改良法の法手続きを行ったものでございます。

次に、事業の有効性についてですが、5ページから7ページにかけて記載してございますが、事業メニューのうち、特にほ場整備についてお断りをおこななければならない事項がございます。本事業は、事業制度上、ほ場整備メニューとして集積が要件として設定されていないため、ほ場整備事業の効果発現の成果指標として用いられております集積目標が設定されておりません。そのため、6ページの上段の二つ目の表に記載されております農地集積率の25%でございますが、平成19年度現在のもので、目標数値ではございません。ただし、現在ほ場整備により効率的な土地利用が可能となり、分散した未整備田の集団化や用排水路の整備により、農地の汎用化や、より効率的な農作業の展開が可能となりました。今後、急激に進行する高齢化や後継者不足への対応として、地区外も含めた担い手への農地集積が可能となる生産基盤の整備が整ったといえます。その状況につきましては、13ページの集団化状況図、それから14ページの航空写真、15ページから17ページにかけては、実際の整備状況と汎用化への取り組みについて写真で説明してございます。また、18ページから19ページには農村生活環境整備に係る事業の実施状況の説明写真を添付しておりますので、ご確認ください。では、7ページに戻っていただきまして、中段の費用対効果分析結果につきましては、再評価時の算定結果であり、今回は改めて算定してございません。B/Cにつきましては1.06でございます。なお、参考といたしまして、7ペ

ージ後段に事業完了後における地元農家の意見を参考に記載してございます。事業の成果を有効活用していきたいとの決意が見てとれるようでございます。

さて、平成16年度再評価時に部会からいただいた意見への対応につきましては、平成17年度、18年度継続して状況報告をさせていただいているところですので、内容は若干重複すると思えますけれども8ページに対応状況を記載してございます。まず、答申では継続妥当ではございましたが、条件として「農村公園の整備に当たっては他の事例を調査し、地域住民の参画を得て、利用しやすい施設になるよう検討した上で事業を行うこと」との条件を付与されており、そうしたご意見に対応すべく平成17年度の農村公園整備に当たりましては、他事業の事例等を調査し参考としながら、実施計画の策定に際して改めて地域住民との意見交換や情報共有化に努め、より利用しやすい施設となるよう見直しをして事業を実施いたしました。こうした整備内容の見直しに伴って、当該農村公園整備の総事業費については当初計画の6割程度に縮減することができました。なお、具体的な取り組みについては、9ページに記載しております。

最後になりますが、9ページに事業効果の発現に向けた地域の取り組み状況、県からの課題及び対応策の提示内容について記載してございます。個々の内容は資料の方で確認していただくということで、今後、川崎町地域住民と連携し一層の事業効果発現に向けて協働していくべきと考えてございます。

以上でございます。

林業振興課

それでは 番の広域基幹林道開設事業・ふるさと林道緊急整備事業青麻山線について、ご説明、ご報告いたします。林業振興課の千葉と申します。

まず、事業の概要でございますが、林道青麻山線は、蔵王町宮地区から遠刈田温泉地区を結ぶ林道でございます。

事業の目的としましては、この青麻山線の周囲に広がる森林1,365ヘクタールを管理するとともに、災害時の避難路としての機能を併せ持つ林道として整備したものでございます。

事業内容でございますが、昭和61年度に事業着手し、開設延長1万1,000メートル、幅員5メートルという計画であります。これに対し、完了時には、延長が1万2,840メートル、舗装が4,541メートルという実績になっております。この変更要因としましては、自然環境に配慮したルートの見直しを行ったもので、地形の改変をなるべく少なくしたために計画延長が延びております。それに伴いまして、事業費につきましても2ページの上の表をごらんいただきたいと思いますが、右下にあるとおり、9億1,000万円の増額となっております。連動しまして、事業期間につきましても2ページ下の表の右下にあるとおり、広域基幹林道が平成7年までに終了する予定であったものが平成12年度に終了しています。ふるさと林道につきましては、平成14年終了予定が平成17年度に終了となっております。

次に、事業の有効性でございますが事業効果としまして、まず森林整備の状況についてでございます。3ページの表1のグラフをごらんいただきたいと思いますが、このグラフは、事業着手当初の昭和61年から平成18年度までの森林整備の実施面積を表したグラフでございます。これをごらんになっていただきますと、昭和61年から平成12年まで、これは森林基幹道が開設した年であり、平

成 12 年度に終了していますが、ここまでの工事期間中につきましては、年間約 30 ヘクタールの森林整備をやっております。開設終了後平成 13 年から、このように右肩上がり年々森林整備面積が増加しておりまして、平均では 60 ヘクタール工事中の倍の森林整備が図られているということであり、特に平成 14 年から主伐が行われ始めてもおり、木材生産に力を入れるようになってきております。この表からおわかりになりますように、確実に森林整備に取り組んでおりまして事業の効果も確実に上がっているものと考えております。

それから 4 ページ目、有効性の 2 点目の防災避難路としての機能についてでございますが、6 ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。災害時の避難路としての機能を持たせるということについて先ほど説明しましたが、ここに書いています災害時に孤立する恐れがある八山集落、ここの集落に行くには県道から松川にかかる橋を渡ってしか行くことができません。ただ、この橋は欄干がない橋でございます、増水時には非常に危険な橋でございます。このようなことから、最近も増水した際にはこの八山集落の方々はこの林道を回って遠刈田まで出るという経路で実際に使われてございます。それから 9 月の 9 号台風の際に県道が通行止めになりましたが、この際にも、地域の人たちはこの林道を利用していたというお話を聞いております。

有効性の 3 点目としまして、年間を通した森林レクリエーションに利用されているということですが、珍しいところでは、乗馬クラブが秋とか冬、雪が降ってからここをコースとして利用しているという事実がございます。

再評価部会の意見への対応状況でございますが、平成 10 年に再評価いただきまして、継続とするという答申をいただいております。評価結果につきましては、ごらんのとおりでございます。

今後の課題等についてでございますが、先ほど申し上げましたように、事業効果につきましては確実に上がっておりますが、現在、森林に対する CO₂ 吸収源としての期待が高まっておりますので、引き続き森林整備を推進する必要があると考えておりまして、これを実効あるものとするためにもコストダウンを図るための主線、あるいは枝線となるような作業路の開設、それから担い手に対する育成支援、それから高性能林業機械の導入支援等の対策を講じていく必要があるものと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見、ご感想、コメントどれからでもいいですから、お願いします。

徳永委員 まず 5 番のダムについてなのですが、これの事業の有効性のところの書き方なのですけども、上の 5 行これはいわゆる事業の目的というか、を書かれているだけのように見えるのですが、それに対して洪水時の効果実績についてはこういうふうにわかりやすく後の資料もつけていただくとよくわかったのですけれども、その一方の利水上の効果の方については多分この計画どおりだからということで書いていないと思うのですけれども、この計画どおり実際にちゃんと機能していますよというような書き方があっていいのかなというふうに思いました。

河川課 今回、対象といたしましたのは治水ということで、それに特化させていただいたわけなのですが、やはり共同事業ということでございますので、例えばその利水の湯水の状況でございますとか、そういったところも含めていわゆる説明という形ではいろいろ工夫が必要ではないかというふうに思っております。今回は治水に特化する形で書かせていただきますけれども、おっしゃるとおり利水の部分についての効果でありますとかそういったところはある程度記述が必要かというふうに思っております。

徳永委員 B / Cの方に利水の方は入っているんですか。

河川課 入っておりません。

徳永委員 入っていないのですか。

河川課 ただ、やはり共同事業でそういう形をやっておりますので、いろいろな機会でいろいろな説明をしていく必要があるかというふうには感じております。

森杉部会長 今の問題はね、再評価をやるときもこういう多目的ダムの場合は、利水の部分コストにも入れないし便益も入れない。ここでの審議の対象も、そこだけに限定されているんですね。確かに、でき得れば、だけどやっぱり利水って言っているのだから利水の部分ももう少しわかるといいなと、こういうことだろうと思うのですけれどね。

徳永委員 概要のところにも利水目的もありますよというふうに書いてあるので、ひょっとしてそれも便益の方に入っているのかなというふうにちょっと思ったものですか。

河川課 今までは、そういった形で縦割りの中で利水は利水、治水は治水という中での再評価といった評価体系の中におったのですけれども、やはり今、我々もそうですし国土交通省もそうなのですが、利水と治水については同時期にやるように、要はその本体着工が始まる時に例えば水道の再評価でありますとか、そういったところはなるべく同時期に、かつ事業費がこのような形で2倍近くもふえたわけなのですけれども、ふえた場合においては5年に一遍ではなくてその段階でやるようにという形で、我々の方もきめ細かい形でなるべく同時期にあわせてそれぞれの効果といいますか、それぞれの効果を説明できるようにということは考えております。

森杉部会長 なるほど、わかりました。

山本委員 6番と7番の一つずつなのですが、6番の方は農村公園の設置のときにワークショップを行ってというお話があって、もちろんいいことだと思うのですが、このことはこの公園でこういうことを試した後、県でこういったことがあるときは

常に行われるようになったのかどうかということの一つをお聞きしたい。

7番の方は、これは今回の中身とは直接関係ないのですが、この事業効果で非常に林道が通ったおかげで森林整備面積がふえていることはすごく喜ばしいのですが、主伐面積の増加の割に造林面積がほとんどふえていないので、ひょっとしてその伐採後の放置みたいなものが進んでいるとすると非常によろしくないことなので、その辺の実態についてわかれば教えていただきたいという二つです。

農村振興課　それでは、6番の支倉地区に対するご質問でございますが、ワークショップにつきましては、極力その事業を実施する場合に、意見交換とか住民の方の参画を得まして事業を実施するような形で行ってございます。

林業振興課　主伐面積に対して造林面積が少ないのではないかとご質問ございました。確かに、全国的にも全国的にもそういうふうな傾向にあります。そのため、なるべくその造林未済地をなくすという方向で、今いろいろと取り組んでおりまして、例えば間伐についてでございますが、間伐シミュレーションというプログラムを作成し、それで損益分岐点とかそのようなものがどのぐらい面積が集まったら採算がとれるのかとか、そういうものを現在つくっております。それを皆伐の方にも適応できればと今のところは考えております。

山本委員　後半のその造林に対しての話なのですが、逆にこれ林道ができてコストが下がっても起きちゃう話だとすると、林道がないようなもっと不便なところでは逆にもっとひどく皆伐をして放置していることも起きているかと思うので、むしろその林道の話というよりはそのソフト面での指導というか、監視体制の強化は必要なのかなというふうに思いました。まだ今のところ九州の方でばかり騒がれていて、余り東北の方の話は騒ぎになっていないのですけれども、結構聞くと大面積の伐採放置跡もぼつぼつあるよというような話も聞いていますので、ふやさない方向で頑張っていたいただければと思います。

森杉部会長　そうですか。
はい、他にどうぞ。

徳永委員　6番のその農業公園に関連してなのですが、まず1点は、ワークショップをやった内容を变えたといいますか、ということで書いてあるのですが、具体的に何をやったかというのが結局そのワークショップをやりましたよというふうな書き方しかされていないので、どうその反映されたのかというのがよくわからないのですが、前の方を見ると面積が変わっただけみたいなことなのですけれども、もう少し具体的に教えていただきたいというのが1点。

それから、もう一つは先ほどの山本委員の言われたように、ここでやった成果が非常にうまくいったからほかでも積極的に取り入れるようにしましたよというのは、やっぱりこれの非常に重要な成果ということだと思いますので、最後の今後の課題等のところに本事業についてさらに活性化、推進していくよということだけじゃなくて、ほかの事業にもそういうふうに応用していますよというようなことまで書いていただいた方がいいのかなというふうに思います。

農村振興課　それでは、1点目のご質問でございますが、ワークショップを開いている調整をした結果どういう内容だったのかというご質問でございます。

まず、公園整備の手法について地域の方々いわゆるワークショップのメンバーが22名ほどいらっしゃいまして、メンバーは一般の住民の方々、それから小学校の評議員の方、それから行政区長と組織の代表の方、民生委員さんなどそういった方にメンバーに入らせていただきまして、平成17年2月から3月にかけて3回ほど開催をいたしました。その中で、公園整備の手法で意見としては「地域の公園として愛着が持てる公園としたい」ということで、実際の公園整備の計画の内容すべてをこの事業計画で実施をするのではなくて、地域住民の参加による手作りの活動も入れていこうということから、公園の植栽工につきましては事業メニューから除きまして、地域住民が苗木を持ち寄ってみずから植栽をするような形での活動を取り入れました。それから、施設整備の内容につきましては、住民の方々から維持管理が容易な公園としたいということで、いろいろご意見をいただきながら、当初公園の中にトイレがございましたが、トイレにつきましては、現在川崎町内で設置されている状況を見ますと、管理に非常に苦慮しているということでありましたので、今回はトイレの設置を見送るという形で整理をいたしました。ただし、公園の中での休息や維持管理活動に関しましては水道設備が必要だという意見がございまして、今回トイレを除いたかわりに水道設備を設置いたしました。それから、維持管理体制でございますが、主体は地域住民が行うというような形で、でき上がった施設管理そのものもワークショップの中でお話し合いをしていただきまして、修繕とかその大きなものに関しては川崎町ではございますが、草刈りとかそういった一般的な維持管理については集落の住民の方々が主体で行うというような形で整理をさせていただき、ワークショップの結果を反映させたというような状況でございます。

それから2点目、課題の表記でございますけれども、これにつきましては今後ご指摘のような形の部分を生かしていければと考えてございます。

以上です。

森杉部会長　はい、他にどうぞ。

またこれも1回見に行かなければなりませんね。でき上がって、どうなっているかというのは、これチャンスですね。

遠藤委員　これは現地調査しましたよね。

長田委員　しましたね。

森杉部会長　しましたよね。それで先ほどおっしゃったようなトイレの問題とか、公園をどんなふうにも効果があるのかとかかというのはかなり大きな問題になったんですよ。

長田委員　農村の中にこういう公園が本当に必要なのかどうかという意見も出ました。

森杉部会長 そういうこともあったね。

長田委員 ただ必要なんだというお答えでしたよね。

森杉部会長 そうですね。住民の方々が必要だとおっしゃったんですよね。

長田委員 現在の利用状況なのですが、コミュニティ形成の場として利用されているという非常に漠然とした答えなのですが、実際には例えば親子のキャッチボールとか、ここ建物が無いので地域の集会所にはなれませんよね。どういうふうな具体的には利用されているのか、ごぞんじでしたら。

農村振興課 それでは、公園の利用状況についてご説明をいたします。

資料の19ページをお開きください。19ページの上段でございますけれども、これが、今ご指摘の農村公園でございます。ここでは地域住民の方々が今おっしゃったとおりボール遊びとか親子で活用していただいておりますし、それから27番の管理状況につきましては、こういう広い部分でございますけれども、草刈りを実施をしていただき、きれいな形で利用していただいております。

森杉部会長 これ芝生ですか、雑草ですか。芝生みたいですねこれ。

農村振興課 芝生というか、芝生とそれから雑草が入り乱れてございます。

森杉部会長 混じっているんですか。

農村振興課 はい。

森杉部会長 そうですか、なるほど。

ほかにどうぞ。いいですか。よろしいですか。

これも基本的にわかりやすいですね。いいですね。

それではこれで、この再評価事業完了報告を終了いたします。どうも皆さん、ありがとうございました。

この完了報告は終了したわけですけど、今回初めての完了報告でありますので、いろいろないい点、問題点もちょっと指摘もありました。来年の報告に反映をしていただきますようお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

司 会 委員の皆様、長時間ありがとうございました。

最後に次回の部会の案内をさせていただきます。

第6回の部会でございますが、来年2月ごろを予定しております。近くなりましたら、改めて日程等調整を事務局の方からさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

また、昨年度答申していただきました事業の対応状況なり2次事後評価の試行報告などをその部会の中で行うことを予定しておりますので、後ほど連絡させて

いただきます。

事務局からは以上でございます。

それでは、これをもちまして第5回公共事業評価部会を終了いたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 両 角 和 夫 印

議事録署名人 山 本 信 次 印